

平成 29 年 3 月 29 日  
消 防 庁

## 地方公共団体における津波避難計画の策定状況等の調査結果

消防庁では、地方公共団体における津波避難計画の策定状況等について調査を実施し、この度、平成 28 年 12 月 1 日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

本調査結果を受け、本日、消防庁では、津波避難計画の策定が進んでいない地方公共団体に対し、必要な取組を進めるよう通知を発出いたします。

今後も津波発生時における避難に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。

## 1 津波避難計画の策定状況等の調査について

- (1) 調査対象 1,737 市町村<sup>※1</sup>  
※1 調査基準日時点で全域が避難指示の対象となっていた 4 町を除く
- (2) 調査基準日 平成 28 年 12 月 1 日
- (3) 調査内容 津波避難計画の策定状況等
- (4) 調査結果の概要
- 津波による被害が想定される市町村数  
664 市町村  
〔 海岸線を有し津波による被害が想定される市町村：641 市町村  
〔 海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市町村：23 市町村 〕 〕
  - 津波避難計画を策定済<sup>※2</sup>の市町村数  
582 市町村 (87.7%)  
※2 必ずしも独立の計画として策定する必要はなく、地域防災計画等に定めることで足りる

## 【参考】

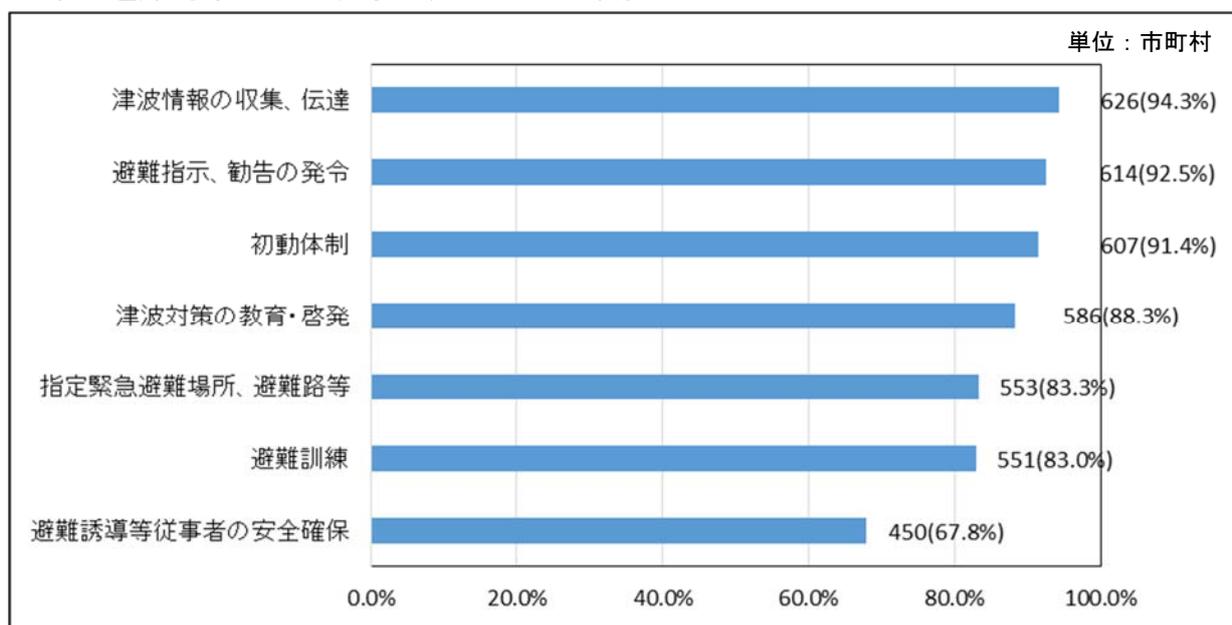
- 津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）  
第 9 条第 2 項 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。
- 防災基本計画（平成 28 年 5 月中央防災会議）  
第 4 編 津波災害対策編 1 章 5 節 1 項(2) 住民等の避難誘導體制  
津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

本調査結果の詳細 [（市町村別の状況）](#) については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載しています。

## 2 津波避難計画の都道府県別策定状況

	該当市町村数	平成28年度内 策定予定(策定済含む)					該当市町村数	平成28年度内 策定予定(策定済含む)			
		策定済						策定済			
		策定数	策定率	策定数	策定率			策定数	策定率	策定数	策定率
北海道	83	72	86.7%	73	88.0%	滋賀県	-	-	-	-	-
青森県	22	11	50.0%	11	50.0%	京都府	5	5	100.0%	5	100.0%
岩手県	12	12	100.0%	12	100.0%	大阪府	14	13	92.9%	13	92.9%
宮城県	15	13	86.7%	14	93.3%	兵庫県	18	14	77.8%	15	83.3%
秋田県	8	8	100.0%	8	100.0%	奈良県	-	-	-	-	-
山形県	3	3	100.0%	3	100.0%	和歌山県	19	14	73.7%	17	89.5%
福島県	6	6	100.0%	6	100.0%	鳥取県	9	7	77.8%	7	77.8%
茨城県	10	10	100.0%	10	100.0%	島根県	11	8	72.7%	8	72.7%
栃木県	-	-	-	-	-	岡山県	8	8	100.0%	8	100.0%
群馬県	-	-	-	-	-	広島県	14	14	100.0%	14	100.0%
埼玉県	-	-	-	-	-	山口県	18	18	100.0%	18	100.0%
千葉県	28	24	85.7%	25	89.3%	徳島県	10	10	100.0%	10	100.0%
東京都	15	12	80.0%	12	80.0%	香川県	12	12	100.0%	12	100.0%
神奈川県	15	15	100.0%	15	100.0%	愛媛県	14	14	100.0%	14	100.0%
新潟県	12	11	91.7%	11	91.7%	高知県	19	19	100.0%	19	100.0%
富山県	9	8	88.9%	8	88.9%	福岡県	19	19	100.0%	19	100.0%
石川県	15	12	80.0%	15	100.0%	佐賀県	8	8	100.0%	8	100.0%
福井県	11	11	100.0%	11	100.0%	長崎県	20	15	75.0%	15	75.0%
山梨県	-	-	-	-	-	熊本県	14	13	92.9%	13	92.9%
長野県	-	-	-	-	-	大分県	12	12	100.0%	12	100.0%
岐阜県	-	-	-	-	-	宮崎県	10	10	100.0%	10	100.0%
静岡県	21	21	100.0%	21	100.0%	鹿児島県	39	34	87.2%	36	92.3%
愛知県	27	19	70.4%	22	81.5%	沖縄県	40	28	70.0%	33	82.5%
三重県	19	19	100.0%	19	100.0%	合計	664	582	87.7%	602	90.7%

## 3 津波による被害が想定される市町村(津波避難計画未策定市町村含む。)において、津波避難対策として、予め定めている項目



n=663 (津波による被害が想定される市町村(津波避難計画未策定市町村含む。))

#### 4 消防庁の対応

本日、津波避難計画の策定が進んでいない市町村に対し、津波避難計画を策定するよう通知を発出。



(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課

多鹿震災対策専門官、木村係長、服部事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535